

野洲市スポーツ推進計画

(令和7年度 時点修正)



平成28年3月 策定

令和2年10月 中間見直し

令和8年3月 時点修正

野 洲 市

目 次

序 章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針	1
1. 計画策定の趣旨	1
時点修正にあたって	2
2. 計画策定のねらい	3
3. 計画策定の基本的な考え方	3
4. 計画策定におけるスポーツの捉え方	3
5. 計画の期間	3
6. 計画の中間見直しにあたっての目標とする指標の状況把握	4
第1章 基本理念と基本方針	6
第2章 野洲市のスポーツの現状と課題	7
1. 市民のスポーツの現状と課題	7
2. 競技スポーツの現状と課題	8
3. スポーツ施設の現状と課題	9
4. 学校体育・スポーツの現状と課題	9
第3章 基本的な施策	10
第4章 施策の展開	11
1. 自ら行うスポーツ活動の推進	11
2. 子どものスポーツ環境の充実	13
3. スポーツを楽しむ地域づくり	15
4. スポーツ施設の整備と充実	16
5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信	17
むすび 本計画の推進のために	18
資 料	19
基本的方向と施策の体系	20
滋賀県スポーツ実施状況調査（令和6年度）	21
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（令和6年度）	22
総合型地域スポーツクラブ会員数	23
総合型地域スポーツクラブ活動内容（令和7年度）	23
スポーツ施設利用者数	25
野洲市スポーツ少年団本部団員数推移	26
野洲市スポーツ少年団本部加盟団体一覧（令和7年度）	26
野洲市スポーツ協会加盟団体一覧（令和7年度）	27
第3期スポーツ基本計画概要（スポーツ庁）	28
第3期滋賀県スポーツ推進計画概要	30
時点修正の答申に至るまでのスポーツ推進審議会の開催経過	32
野洲市スポーツ推進審議会委員名簿	33
野洲市スポーツ推進審議会条例	34
野洲市スポーツ推進審議会条例施行規則	35

序章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

今日、スポーツを取り巻く環境や状況が大きく変化している中、社会ではプロスポーツ界の発展、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催とわた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催などによりスポーツに対する関心が高まっています。

また、健康意識の向上に伴い家庭や地域でのウォーキングや健康体操などへの取り組みも広まり、スポーツの持つ価値や社会的な役割が高まっています。

一方、国では平成 23 年 8 月にそれまでの「スポーツ振興法」を改正し、新たに「スポーツ基本法」として施行され、新しい時代のスポーツの基本理念を示しました。

この「スポーツ基本法」では、前文で「スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければならない。」と謳っています。

また、第 4 条では、地方公共団体の責務として、「その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定め、第 10 条では「その地方の実情に即したスポーツ推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」と明記されました。

国では、上記の「スポーツ基本法」に基づき、令和 4 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」が策定されました。また、滋賀県でも令和 5 年 3 月に「第 3 期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

本市では、平成 19 年 4 月に「野洲市スポーツ振興計画」を策定し、スポーツ活動の振興を図っておりますが、上記のとおり「スポーツ基本法」の施行により、新たに本市の実情に即したスポーツの推進と発展に向け、これからの生涯スポーツ社会を見据えた基本的な施策の方向を明確にすることと、その実現のために、どのようなスポーツ施策を、どのように推進していくかを明らかにしていく必要があります。

スポーツ基本法第 10 条では、市が定めるスポーツ推進計画は「国が定めるスポーツ基本計画を参酌して定めるよう努める」ことと定めています。

このことから、本市の次期計画が国の次期計画及び滋賀県の次期計画を参酌して策定できるよう、現計画の目標年度を令和 10 年度まで延長することとしました。そのために、令和 7 年度時点で必要な時点修正を行うこととしました。

時点修正にあたって

令和2年の中間見直し以降、国では、「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の新たな3つの視点に基づく施策やオリンピック・パラリンピック東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて取り組むべき施策等をまとめた第3期スポーツ基本計画が令和4年3月に策定されました。

滋賀県では、令和7年にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポが、令和8年に全国高等学校総合体育大会が、さらには令和9年にワールドマスタースゲームズ 2027 関西が開催される「ゴールデンスポーツイヤー」を迎えるチャンスや滋賀県の持つ豊かな自然、歴史、文化などの強みを生かした施策展開を行うことを主眼に、令和5年3月に「第3期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

これらの計画を踏まえながら、本市の実情に応じた取り組むべき事項について、令和10年度まで計画期間を延長するにあたり、必要な時点修正を行ったものです。

スポーツ基本法の理念

- ① 自主・自律的なスポーツ活動
- ② 学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携
- ③ 人々の交流促進と地域間の交流の基盤整備
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進と安全の確保
- ⑤ 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮
- ⑥ 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携と効果的な実施
- ⑦ 国際相互理解の増進と国際平和への寄与
- ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解と支援

第3期滋賀県スポーツ推進計画の基本方針・政策

I. 「健やかで豊かな生活」をつくる

- ① 生涯にわたるスポーツ活動の充実
- ② 子どもの運動・スポーツ活動の充実
- ③ 障害のある人のスポーツ活動の充実

II. 「活力のある地域」をつくる

- ④ スポーツを通じた連携・協働の推進
- ⑤ スポーツを生かした地域の活性化

III. 感動を未来へつなぐ

- ⑥ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ等に向けた競技力向上と競技水準の定着
- ⑦ 地域の特性を生かした大会レガシーの創出と未来への継承

令和5年3月策定（計画期間：令和5年度から令和9年度）

2. 計画策定のねらい

本市のスポーツの推進を図るためには、家庭や学校・園をはじめスポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携・協働することが重要です。

そこで、この計画において本市のスポーツ行政の目指す基本的な方向や目標を明確にし、教育関係者やスポーツ関係者はもとより、広く市民との共通理解を図ることが必要となります。そして、その実現に必要な施策を明らかにすることで、市民の理解と実践を支援することをねらいとしています。

3. 計画策定の基本的な考え方

- 一人ひとりの個性を活かし、ライフステージに合わせた活力ある施策の推進
- 少子高齢化時代に対応するきめ細かな生涯スポーツ社会の実現
- 家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各学区体育振興会等と市との連携・協働の推進

4. 計画策定におけるスポーツの捉え方

この計画でいう「スポーツ」とは、体育館やグラウンドなどでの野球やサッカー、卓球などの競技種目だけでなく、日常見られるウォーキングやジョギング、体操等の健康の維持増進を図るものから、公園やコミセンなどでの子どもたちが行う遊び要素のある体を動かす活動なども含まれます。

また、野球やサッカー、バスケットボールなどアスリートの観戦も「見るスポーツ」と位置付け、地域の運動会をはじめ各種大会の運営に参画することやボランティアとして運営に携わることなど様々な形でスポーツに関わることも「支えるスポーツ」とします。



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 の卓球競技

5. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間としていましたが、次期計画の策定期間を調整するため、3 年間延長し、令和 10 年度までの計画期間とします。

6. 計画の中間見直しにあたっての目標とする指標の状況把握

この計画を効果的に推進していくため、5つの基本方針に基づいて目標とする指標を設定して取り組みを進めてきました。

今回の時点修正にあたり、滋賀県や本市の調査等の結果から、目標とする指標の状況把握を行い、本計画の目標とする指標の設定や取り組みにつなげます。

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(H30)	R7 目標	現時点(R6)
成人の週1回以上の スポーツ実施率 (国・県の目標 週1回以上 65%)	36.0%	39.9%	65.0%以上	50.4%

※令和6年度滋賀県スポーツ実施状況調査(問6)より

滋賀県が、令和6年度に実施したスポーツ実施状況調査では、週3日以上 23.6%、週2日 13.6%、週1日 13.2%で、合わせると 50.4%となり中間時点(H30)を上回り着実に増えていますが、令和7年度の目標には届いていません。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(R1)	R7 目標	現時点(R6)
子どもの体力、 運動能力テストの 体力合計点 (小学5年生対象)	男子 51.23 点	男子 51.93 点	男子 54 点以上 女子 55 点以上	男子 50.28 点
	県 53.45 点	県 52.85 点		県 51.86 点
	国 53.91 点	国 53.61 点		国 52.53 点
	女子 52.95 点	女子 53.13 点		女子 50.14 点
	県 53.82 点	県 54.05 点		県 52.23 点
	国 55.01 点	国 55.59 点		国 53.92 点

※令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

令和6年度に実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、本市の小学校5年生の点数は男女ともに中間時点(R1)より低下しています。この傾向は国や県においても同様であり、県の女子の点数は全国最下位でした。運動の好き嫌いにより元々運動量に個人差があり、休み時間を校舎内で過ごすことや、猛暑により外での運動が制限されるなど季節によって外で遊ぶ機会が減少することで運動時間が少なくなったことが運動不足の要因となり体力の低下を招いていると考えられます。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間(R1)	R7 目標	現時点(R6)
総合型地域スポーツクラブの加入者数	1,300 人	1,552 人	1,800 人	1,292 人

※令和6年度 YASU ほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ実績報告書より

中間時点(R1)より会員数が減少しています。要因としては、コロナ禍により減少したスポーツ活動が完全に回復していないことなどが考えられます。

(4) スポーツ施設の整備と充実

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(H30)	R7 目標	現時点(R6)
スポーツ施設利用者数 (総合体育館、健康スポーツセンター、中主B&G海洋センター(体育館、艇庫)、野洲川河川公園、なかよし交流館)	273,899 人	282,521 人	290,000 人	276,358 人

※令和6年度各施設利用実績より

平成30年度の中間時点より減少しています。要因としては、令和5年度末で中主B&G海洋センターのプールが休止となったこと、またコロナ禍により減少したスポーツ活動が完全に回復していないことなどが考えられます。

(5) スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(R1)	R7 目標	現時点(R7年9月)
スポーツボランティア (ゲームコンダクターSHIGA)の登録者数	新規	126 人	200 人以上	5,861 人

※滋賀県スポーツボランティアコミュニティサイトより

びわ湖マラソン等の継続した大会に加え「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」の開催により、登録者数が大幅に増加しています。ボランティアスタッフとして大会に参加したいと考える方が大変多くおられることが伺えます。

第1章 基本理念と基本方針

本市の今後のスポーツの推進と振興を図るにあたり、スポーツ基本法の理念と滋賀県スポーツ推進計画を尊重しながら、本市独自のスポーツとともに生きるまちをめざして、基本理念と基本方針を示します。

1. 基本理念

【躍動、感動、夢があふれるスポーツのまち 野洲】

2. 基本方針

(1) 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(2) 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身近にスポーツができる環境づくりをめざします。

(3) スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域が一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

(4) スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(5) スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

第2章 野洲市のスポーツの現状と課題

1. 市民のスポーツの現状と課題

(現 状)

野洲市では、総合体育館をはじめ野洲川河川公園、中主B&G海洋センター、市民グラウンドなどのスポーツ施設において、多くの市民が参加して春・秋季スポーツ大会、各種大会、学区別大会などを開催し、競技力の向上や健康づくりに取り組んでいます。

スポーツ推進委員協議会では、市民へのスポーツの普及・啓発のため、「ストック・ウォーキング大会」や「ニュースポーツ・バイキング」等の企画・運営をはじめ学校や各種団体へのスポーツ指導、総合型地域スポーツクラブやなかよし交流館事業への支援等、幅広い活動に取り組んでいます。

スポーツ協会では、23の競技団体が加盟し、令和6年度の春季体育大会では2,373名、秋季体育大会では3,994名の参加を得て、熱戦が繰り広げられています。



希望が丘文化公園でのストック・ウォーキング

また、夏季にはあやめ浜、マイアミ浜で「マリンスポーツフェスティバル」や「ドラゴンカヌー大会」を開催し、琵琶湖を活用した事業を実施し、市民の体力向上や地域振興に寄与しています。市内の6学区体育振興会では、学区運動会をはじめ各種球技大会等を開催し、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域でのスポーツの振興に取り組み、また秋季に6学区対抗ニュースポーツ大会を開催し、ニュースポーツの普及と市民の交流を図っています。スポーツ少年団では、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、剣道、柔道など12の単位団が、市内各施設でルールや規律を身につけながら、競技力の向上に努め、あわせて子どもたちの健全育成のために活動を展開しています。

市内に2つある総合型地域スポーツクラブでは、各種スポーツ教室やサークル活動、子ども事業、イベントなどを積極的に開催し、生涯スポーツの推進に取り組んでいます。また、主に知的障がい者を対象としたびわ湖若鮎駅伝大会を開催し、令和6年度においては19チームが参加されています。



野洲川河川公園で開催された、びわ湖若鮎駅伝大会

また、多くの市民が街角でウォーキングやジョギングをされ、総合体育館ではエアロビクスやフリースポーツタイム等を楽しむ方も多く、健康づくりなどにトレーニング室や健康スポーツセンターを利用される方も増えています。

（課 題）

- 少子高齢化の影響から、スポーツ協会やスポーツ少年団、学区体育振興会で参加者や入団者が減少傾向となっており、魅力ある活動や気軽に参加できるメニューづくりが求められています。
- 老若男女が参加できる総合型地域スポーツクラブの果たす役割は大きく、今後活動への支援と充実が求められています。
- スポーツ協会をはじめ各種スポーツ団体が連携して「健康マラソン大会」や「市民スポーツ大会」等を開催し、スポーツへの関心を高めることが必要となっています。
- スポーツ少年団や学区体育振興会などでは、スポーツ指導者が不足しており、人材育成や指導者の確保が課題となっています。
- 障がい者のスポーツ活動の支援や連携を充実するためのネットワークづくりが求められています。

2. 競技スポーツの現状と課題

（現 状）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ大会では、本市ゆかりの選手も多数出場され、その活躍は、市民に感動と興奮そして元気を与えてくれました。また、各競技種目が開催する全国大会にも、毎年、野洲市にゆかりのある選手が多数出場されています。

こうしたスポーツ選手の活躍は、市民の誇りや連帯感を醸し出すもので、活力ある地域づくりへも繋がるものです。

スポーツ協会では、県民スポーツ大会での活躍を願い、出場される選手の壮行会を開催していますが、総合順位が 10 位を下回る状況が続いており、各加盟競技団体では総合成績での入賞を目標に競技力向上に取り組んでいます。

（課 題）

- 少子高齢化の影響により、競技人口が徐々に減少しており、競技レベルを維持向上する施策が必要となっています。
- 子どもから大人にいたるまで、年代やレベルに応じた指導者の育成と確保を図る必要があります。
- トップアスリートによる各種教室や体験イベントを開催することが重要となっています。



功績者（団体）に贈る表彰式

3. スポーツ施設の現状と課題

（現 状）

本市では、総合体育館、中主B & G海洋センター、市民グラウンド、野洲川河川公園、なかよし交流館、健康スポーツセンターなどを整備し、多くの市民が利用しています。

令和6年度より休止している中主B & G海洋センターのプールは、今後施設を廃止し、解体除去した上で多目的グラウンドとして整備することを計画しています。

また、小・中学校の体育施設（体育館やグラウンド等）は、学校教育に支障のない範囲で開放することにより、市民や団体の貴重なスポーツ活動の場となっています。

（課 題）

- 市内の各スポーツ施設については、適正な維持管理に努めていますが、竣工後30年を超える施設もあり、一部改修を行いました。未改修の施設や設備についても計画的な改修を講じていく必要があります。春・秋季スポーツ大会や各種記念大会等の開催により、市民が利用しやすい日程が取れない場合があり、多目的グラウンド等のスポーツ施設の整備が求められています。

4. 学校体育・スポーツの現状と課題

（現 状）

こども園・保育園（所）・幼稚園では、身体を動かすことを主眼として、遊びやリズム運動などにより豊かな心と丈夫な体づくりを行っています。

小学校では、様々な運動を経験することで、身体の基礎を形成しながら、運動することの気持ちよさを感じることを大切にしています。

中学校ではスポーツに取り組み、体力や持久力の向上を図り、ルール遵守や規範意識を醸成しています。また、運動部に所属する生徒は、スポーツを通じて相手への思いやりや心地よい汗をかくことのうれしさ、チームメイトとの繋がりへの尊さ、他校との交流など、多くのことを学んでいます。

（課 題）

- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに入って、スポーツや運動に取り組んでいる子どもと運動習慣の少ない子どもとに2極化が進んでいます。これを解消する方策が必要です。
- 不審者問題やスマートフォン等の普及などにより、幼児期から屋外での遊びや運動が減少し、体力の低下等が指摘されています。このため、安心して屋外遊びができるような地域ぐるみの体制づくりが必要です。
- 中学校の運動部の部活動は、生徒の多様な活動の場として教育的意義を有しています。今後、国の方針にも示されている部活動地域展開について、市としての取り組みや活動環境の整備を進めていく必要があります。



ソフトテニスの練習をする中学生

第3章 基本的な施策

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

- (1) 市民総スポーツの推進
- (2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進
- (3) 中高年者向けのスポーツの普及と推進
- (4) 障がい者のスポーツ活動の支援

2. 子どものスポーツ環境の充実

- (1) 幼児期からの遊びや運動の充実
- (2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上
- (3) スポーツ少年団等の活動支援
- (4) スポーツ指導者の確保と育成

3. スポーツを楽しむ地域づくり

- (1) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実
- (3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

4. スポーツ施設の整備と充実

- (1) 既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と計画的な改修
- (2) 学校体育施設の整備と充実
- (3) スポーツ施設の整備と充実

5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

- (1) 湖南4市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進
- (2) 自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催
- (3) ボランティアの育成・支援を通じた支えるスポーツの推進
- (4) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

第4章 施策の展開

1. 自ら行うスポーツ活動の推進

市民それぞれの年齢や体力、目的に応じて気軽にスポーツに取り組める活動を推進します。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	中間(H30)	現時点(R6)	R10目標
成人の週1回以上のスポーツ実施率 (国・県の目標 週1回以上70%以上)	36.0%	39.9%	50.4%	65.0%

※令和6年度滋賀県スポーツ実施状況調査(問6)より

(1) 市民総スポーツの推進

運動やスポーツは、生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくうえで、大変重要であり、また、スポーツを通じた交流は人と人を結びつける力があります。

市民一人ひとりが自発的にスポーツ活動ができるように、スポーツ協会をはじめ学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ等各スポーツ関係団体と連携して各種のスポーツ活動に気軽に参加し、楽しめる大会や交流会などを開催します。

【施策の内容】

- ① スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、学区体育振興会、総合型地域スポーツクラブ等各種スポーツ団体の連携と協働を推進します。
- ② 野洲市スポーツ大会(春季・秋季)、健康マラソン大会、ニュースポーツ・バイキング、ストックウォーキング、学区対抗スポーツ大会、スポーツ少年団交流会、各種スポーツ教室等を開催します。
- ③ 今後の本市のスポーツ振興のあり方について、スポーツ関係団体等による意見交換等ができる機会づくりを検討します。

(2) 市民の健康づくりの支援とスポーツ活動の推進

競技種目や結果を争うスポーツではなく、健康体操やウォーキング教室など継続的に取り組むことができる、市民の基礎的な健康づくりや生きがいづくりを支援します。

【施策の内容】

- ① 健康の保持増進のための健康体操教室の開催やウォーキング教室等を開催します。また、健康づくりの指針となるよう体力テストやメディカルチェックを実施します。
- ② 市の健康づくりの計画である「野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)」の運動について取組を個人、家庭、地域、行政のそれぞれの立場で推進していきます。
- ③ 厚生労働省が提唱している健康づくりのための身体活動指針2023「アクティブガイド」の「プラス・テン」(運動時間を10分増やそう(こども版、成人版、高齢者版))の普及と啓発に努めます。

（３）中高年者向けのスポーツの普及と推進

元気で生き生きとした人生が送れるよう、運動量が多すぎない中高年者向けの運動を普及し、身近なコミセンや自治会館を活用した自主的なグループの育成や活動を支援します。

また、大学と連携して高齢者体力測定会を実施し、結果に基づく出前講座を開催します。

[施策の内容]

- ① 高齢者も楽しめるゲートボール、グラウンドゴルフ等のスポーツについて、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブが実施される事業を支援します。
- ② 健康推進課などでは、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした「生活習慣病予防セミナー」等を開催します。
また、地域包括支援センターでは、高齢者の身体機能の維持、向上のための「いきいき百歳体操」を広く普及し、活動に取り組むグループの育成支援を行います。
- ③ 大学と連携して高齢者体力測定会を実施し、大学で分析された結果に基づき転倒予防等の教室を開催し、高齢者の運動の習慣づけを促します。



市民が集い行う百歳体操

（４）障がい者のスポーツ活動の支援

障がい者が、いつでも運動やスポーツに親しめるよう、なかよし交流館をはじめ、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がいの種類や程度に応じて、いろいろなスポーツを楽しむことができる事業を開催します。

また、障がい者の団体間の連携を深めて、各種スポーツ活動に参加できるよう指導者やボランティアの育成を支援します。

[施策の内容]

- ① 障がい者に適したスポーツ大会やスポーツ教室を開催します。
- ② スポーツ団体等と連携しスポーツを楽しむ場づくりを進めます。
- ③ 障がい者スポーツ団体のネットワークづくりを支援します。



わた SHIGA 輝く障スポ 卓球競技

2. 子どものスポーツ環境の充実

いろいろな種目や世代交流のできるスポーツ活動を支援し、身近にスポーツができる環境づくりをめざします。

(目標とする指標)

指標項目	策定時	中間(R1)	現時点(R6)	R10目標
子どもの体力、 運動能力テストの 体力合計点 (小学5年生対象)	男子 51.23 点	男子 51.93 点	男子 50.28 点	男子、女子とも 全国平均点+1点
	県 53.45 点	県 52.85 点	県 51.86 点	
	国 53.91 点	国 53.61 点	国 52.53 点	
	女子 52.95 点	女子 53.13 点	女子 50.14 点	
	県 53.82 点	県 54.05 点	県 52.23 点	
	国 55.01 点	国 55.59 点	国 53.92 点	

※令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査より

(1) 幼児期からの遊びや運動の充実

幼年期からの遊びや運動体験は、健全な身体の発育を促し、ルールを守ることや協調性を育むなど、人格形成の基礎となります。こども園・保育所(園)・幼稚園だけでなく、家庭や地域における遊びを含めた運動遊びなどの事業に取り組みます。

[施策の内容]

- ① 幼児を対象とした運動遊びを通じて多様な動きを十分経験する中で、自らが進んで何度も繰り返し楽しさを感じられるよう発達の特性に応じた遊びを提供し、体力の向上に努めます。
- ② 市内のこども園・保育所(園)・幼稚園、子育て支援センターでは、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体の支援も受けながら運動遊びや散歩、リズム体操などを日々の生活に取り入れて体を動かす楽しさを伝え、基礎体力の向上をめざします。



ボールを使った運動をする親子

(2) 学校体育や部活動の充実と運動能力の向上

学校体育では、子どもたちが運動の大切さを学び、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する力を身に着けることを目指しています。

また、部活動においては、部活動地域展開の方針に対応できるよう各スポーツ関係団体と連携し、今後の活動環境の整備を進めます。

[施策の内容]

- ① 中学校部活動の地域展開に向けて「部活動地域展開コーディネーター」を配置し、生徒のニーズ・教職員・地域の活動団体の実態調査を実施し、今後の活動環境の整備に努めます。
- ② 各校に適した部活動の実施に向け、生徒に寄り添った指導ができる学校部活動指導員の確保に努めます。
- ③ 学校部活動の意義を継承し・発展させつつ、スポーツ協会をはじめ関係団体と連携して子どもたちの豊かで幅広い活動の機会を支援します。

(3) スポーツ少年団等への活動支援

スポーツ少年団で活動する子どもたちは、競技力や体力面で他の児童・生徒の模範となります。今後もスポーツ少年団活動を市やスポーツ協会、スポーツ関係団体が支援することが重要となっています。

また、部活動などで活躍している子どもたちへの支援をスポーツ関係者が連携して取り組みます。

[施策の内容]

- ① スポーツ少年団への活動支をはじめ指導者やリーダーの育成やスポーツスポーツ協会、スポーツ関係団体等の支援体制づくりに取り組みます。
- ② スポーツ協会加盟団体主催によるジュニア教室の開催や県内の大学等の協力を得て、多くの子どもたちがスポーツに親しむことができる場づくりを進めます。
- ③ プロスポーツ選手によるスポーツ教室等を開催し、子どもたちのスキルアップを図るとともに、高度なレベルのプレーをまじかで観られる機会をつくります。



東レアローズ滋賀と市とのパートナーシップ連携事業
「東レアローズ滋賀バレーボールクリニック」

(4) スポーツ指導者の確保と育成

スポーツ少年団をはじめ、スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会加盟団体等において、多くの指導者が活躍されています。スポーツの楽しさや爽快感を教えてくれる指導者を増やすために、県スポーツ協会主催の指導者講習会や各競技団体の講習会、研修会等へ参加できるよう支援します。

[施策の内容]

- ① 県スポーツ協会や県内の大学等と連携し、競技種目や年代、レベルに応じた指導者研修会や実技講習会の情報を提供し、参加への働きかけを行います。
- ② スポーツ少年団では、卒団後にリーダーとして活躍する人材が育っています。更なる活動の場づくりや指導者として育てて行けるよう支援を行います。

3. スポーツを楽しむ地域づくり

各種スポーツ団体と地域と一緒に楽しめる生涯スポーツ社会をめざします。

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時	中間 (R1)	現時点(R6)	R10 目標
総合型地域スポーツクラブの加入者数	1,300 人	1,552 人	1,292 人	1,800 人

※令和6年度 YASU ほほえみクラブ、さざなみスポーツクラブ実績報告書より

(1) 総合型地域スポーツクラブ等の活動支援

現在、市内には総合型地域スポーツクラブが2クラブあり、それぞれ特色のある活動を展開されています。住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるクラブの育成や地域スポーツ振興のための様々な活動支援に努めます。

[施策の内容]

- ① 住民同士が気軽に交流でき、スポーツの楽しさが実感できるスポーツクラブの育成と支援に努めます。
- ② 各種スポーツ団体と連携し、定期的なスポーツ教室や交流会の開催を支援します。

(2) 全国レベルの大会等の誘致と観戦機会の充実

レベルの高いスポーツを市民が観戦したり、ボランティアとして支えたりすることは、スポーツへの関心を大いに高め、子どもたちに夢や希望を与えてくれます。

市内にあるスポーツ施設での全国大会の誘致や運営等の支援に努めるとともに、プロスポーツを含めた市民の観戦機会を増やします。

[施策の内容]

- ① 全国中学校駅伝大会をはじめ、各競技種目のレベルの高い大会を積極的に誘致します。
- ② 県内プロスポーツチームと連携し、公式戦の開催情報や観戦案内等を発信し、市民のプロスポーツの観戦機会の充実を図ります。

(3) 地域と連携したスポーツツーリズムの推進

各学区体育振興会や総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツイベントと市内の歴史や文化財めぐりを結びつけたスポーツツーリズム事業等を開催し、交流と地域づくりを推進します。

[施策の内容]

- ① 野洲の自然、歴史や文化財を活かし、野洲らしいスポーツツーリズム事業を展開します。
- ② 市内の歴史や文化財をめぐるハイキングやまちなかウォーキング等を開催します。

4. スポーツ施設の整備と充実

既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツに親しめる施設の充実を図ります。

(目標とする指標)

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(H30)	現時点(R6)	R10 目標
スポーツ施設利用者数 (総合体育館、健康スポーツセンター、中主B&G海洋センター(体育館、艇庫)、野洲川河川公園、なかよし交流館)	273,899 人	282,521 人	276,358 人	281,000 人

※令和6年度各施設利用実績より

(1) 既存のスポーツ施設の適切な維持・管理と改修計画の策定

市内のスポーツ施設については、利用率も高く多くの市民に活用されていますが、経年劣化による施設の老朽化に対して、適切な維持管理に努め、また、設備の更新や改修等を進めます。

[施策の内容]

- ① 各施設の状況を把握しながら、適切で良好な維持・管理に努めます。
- ② 利用者の安全面に十分留意しながら、多様なスポーツ利用ができるよう、施設の状態に応じ、引き続き計画的な改修に努めます。

(2) 学校体育施設の整備と充実

市民が身近にスポーツ活動を行える学校の体育施設については、現在、多くの登録団体があり、制限回数等を設けながら、公平に利用されています。今後、必要に応じて年次的に修繕等を行い、効率的な利用促進を図ります。

[施策の内容]

- ① 利用者からの意見や要望を把握しながら、使いやすい施設整備を進めます。
- ② 学校施設長寿命化計画により、年次的に修繕を行います。
- ③ 学校と連絡を密にし、学校が使用しない時は、教育に支障のない範囲で出来る限り開放するよう、使いやすい仕組みづくりに努めます。

(3) スポーツ施設の整備と充実

市内には、総合体育館をはじめ河川公園、中主B & G海洋センター等のスポーツ施設が整備されていますが、今年度も市民のスポーツ施設に対するニーズに応じて施設の整備と充実に努めます。

[施策の内容]

- ① スポーツ施設の整備と充実に向けて取り組みを進めます。

5. スポーツ交流・支えるスポーツの促進と情報の発信

湖南ブロックや広域でのスポーツ交流事業を促進し、様々な形でスポーツに関わる人を増やします。市主催事業や各種スポーツ団体の大会や総合型地域スポーツクラブ等の事業やスポーツボランティアに関する情報を発信します。

（目標とする指標）

指 標 項 目	策定時(H26)	中間(R1)	現時点(R7年9月)	R10 目標
スポーツボランティア （ゲームコンダクター SHIGA）の登録者数	新 規	126 人	5,861 人	6,000 人

※滋賀県スポーツボランティアコミュニティサイトより

（１）湖南４市交流をはじめ、広域でのスポーツ交流の促進

スポーツを通じて、湖南４市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）だけでなく県内外の広域交流ができる事業を開催し、スポーツに携わる人たちの連携を深め、地域の活性化へ繋がります。

〔施策の内容〕

- ① 市内のスポーツ施設等において、種目別交流大会やスポーツイベント等県内外からも参加でき交流が図れる事業を開催します。

（２）自然や歴史を活かしたスポーツイベントの開催

大岩山古墳群や銅鐸博物館をはじめ希望が丘文化公園、野洲川河川公園、琵琶湖マイアミ浜等を活用したハイキングや体験教室、スポーツイベント等を開催します。

〔施策の内容〕

- ① 各種スポーツ団体等と連携して、観光地を巡るスタンプラリーやハイキング、自然を満喫するウォーキング、様々なスポーツの体験教室やマリンスポーツイベント等を開催します。



びわ湖の大自然で体験できるマリンスポーツ

(3) ボランティアの育成・支援を通じた支えるスポーツの推進

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポでは、様々な形で多くのボランティアが大会に関わりました。この大会を更なる契機とし、滋賀県の登録制スポーツボランティア制度を活用してスポーツボランティアの拡充を図ります。

〔施策の内容〕

- ① 滋賀県スポーツボランティア支援事業のゲームコンダクターSHIGAへの登録を促進します。
- ② 各種スポーツイベントで活躍いただけるように、その機会づくり取り組みます。
- ③ 地域の方々や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援を行います。



市内のイベントや事業の派遣依頼にて活動をする
野洲市スポーツ推進委員の皆さま

(4) 市のホームページや広報紙を活用した情報の発信

市主催の事業や教室・講座をはじめ、各種スポーツ団体の事業や活動内容に関する情報、施設利用情報、県内プロスポーツチームの公式戦情報等を発信します。また、スポーツボランティアに関する情報も発信します。

〔施策の内容〕

- ① ホームページの内容を充実し、市民にわかりやすく情報提供できるよう努めます。
- ② 市の広報紙やLINE等でスポーツに関する情報を提供します。

むすび 本計画の推進のために

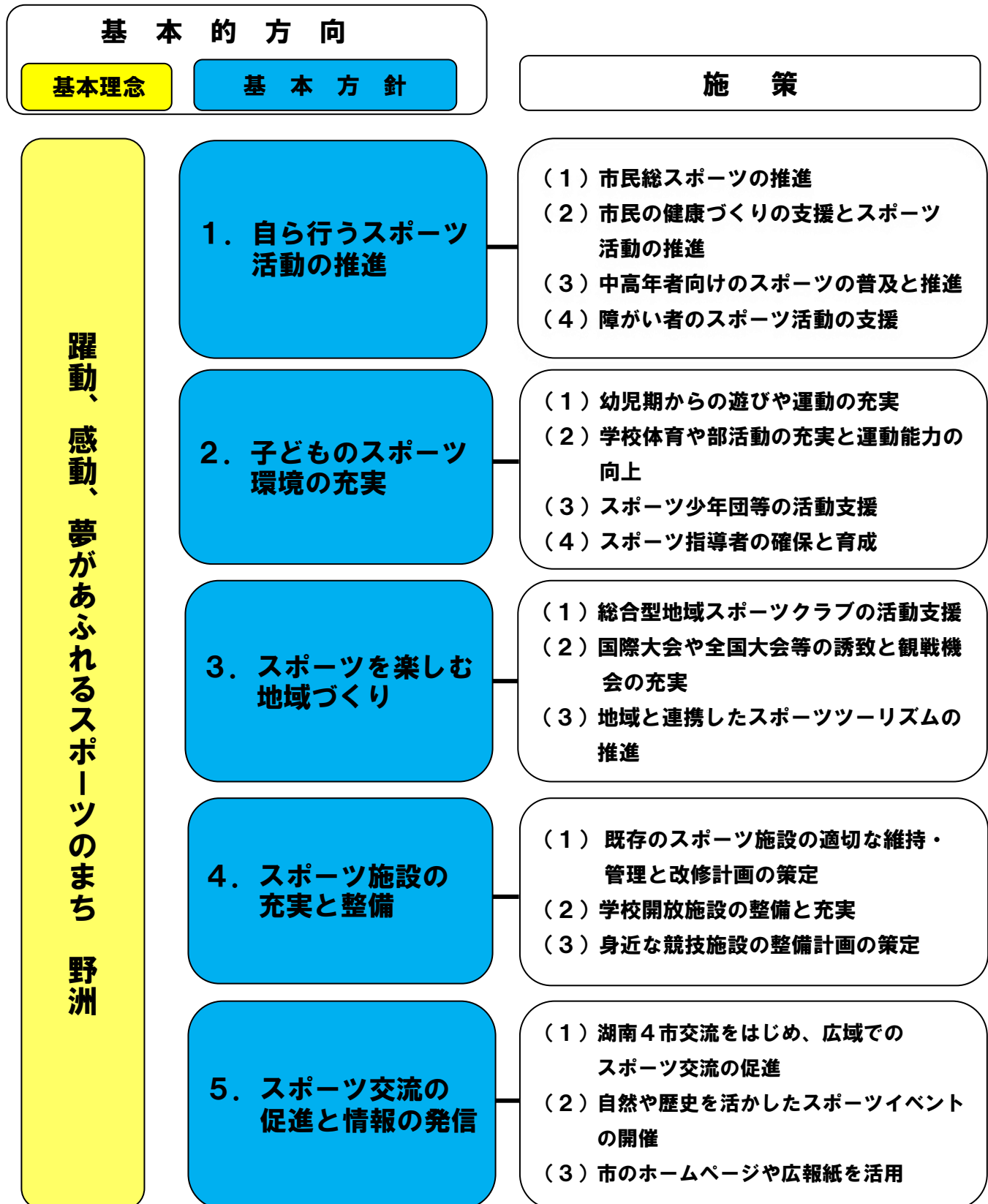
本計画の効果的な推進のために、家庭、学校・園、スポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会等の方々の理解と協力が必要です。

そして、各施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を市民のみなさんに公表しながら、情報を共有し、より良い施策に活かしていく必要があります。

野洲市の大人も子どもも、生き生きと輝いて素晴らしい生きがいのある日々が送れるよう、多くの課題に対して、市とスポーツ関係団体等が連携し協力しながら各施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

資 料

【基本的方向と施策の体系】



◎滋賀県スポーツ実施状況調査(令和6年度)より

Q6. Q5で回答された運動やスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(○は1つだけ)

「週に3日以上」と答えた割合が30.2%で最も高く、「週に2日」が17.4%、「週に1日」が16.8%となっている。

図 Q6. Q5で回答された運動やスポーツを行った日数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(n=1,556)

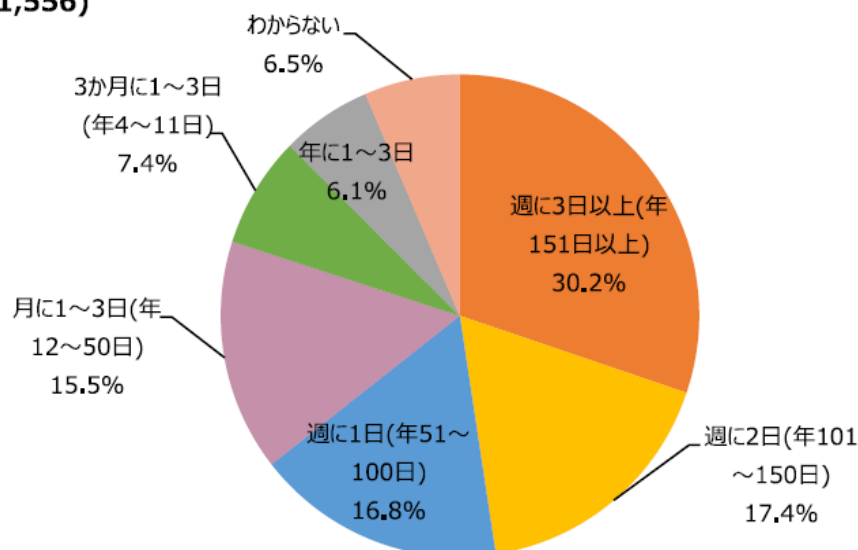
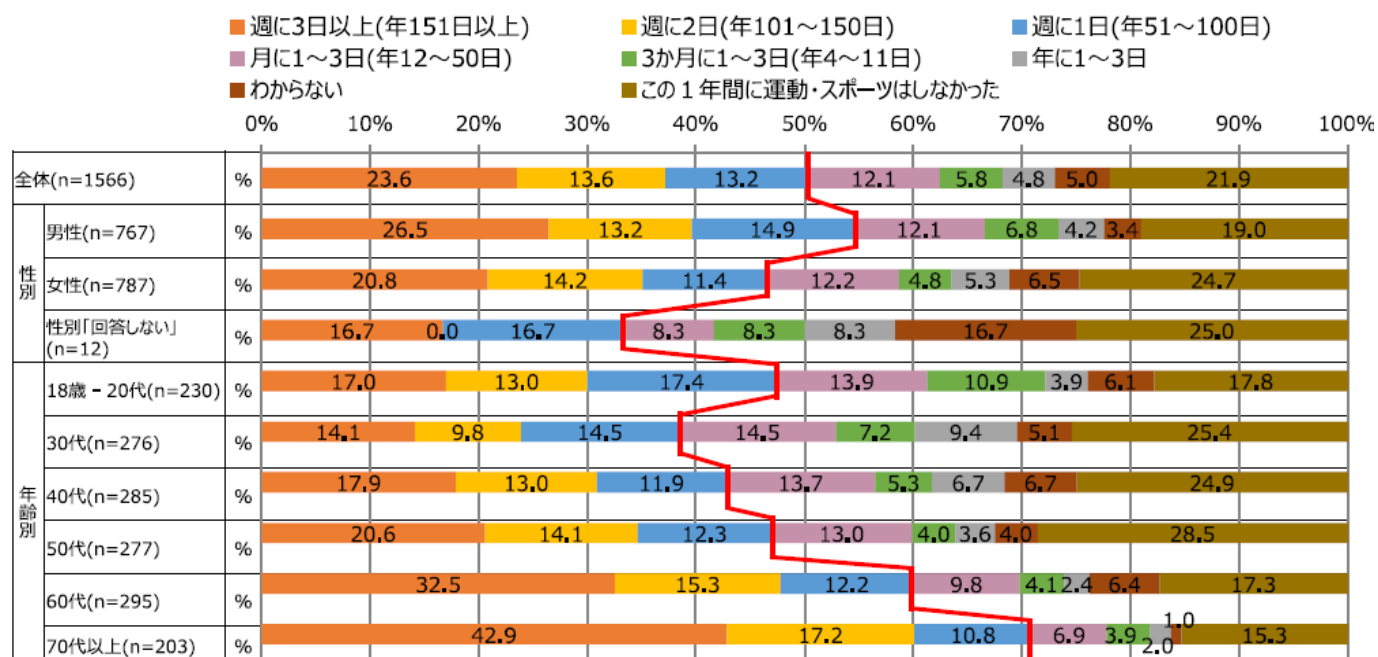


図 基本属性別 Q6. Q5で回答された運動やスポーツを行った回数を全部合わせると、1年間に何日くらいになりますか。(n=1,556)



男性の方が女性と比べて運動頻度が高い。

年代別にみると60歳代以上が他の年代に比べて運動頻度が高く、特に70歳代以上は「週に3日以上運動している」人の割合が42.9%と、一番割合の低い30歳代の約3倍である。

◎全国体力・運動能力、運動習慣等調査(令和6年度)より

令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3W125221021000

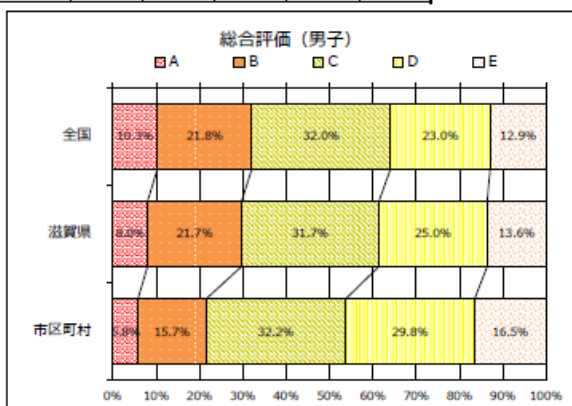
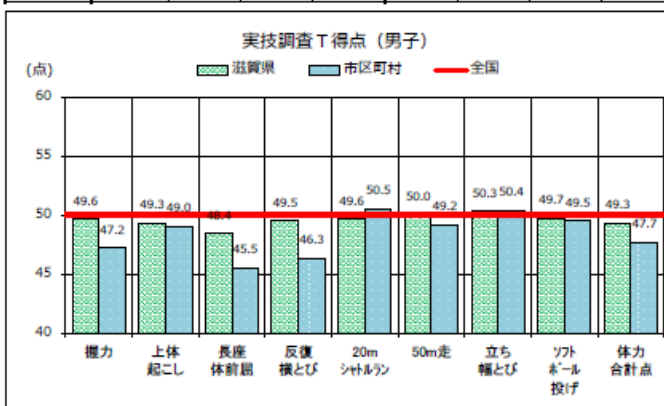
■実技集計

野洲市教育委員会

第2学年男子																
小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	486,401	16.01	3.87	50.0	483,871	19.19	6.12	50.0	484,153	33.79	8.86	50.0	482,410	40.66	8.27	50.0
滋賀県	6,495	15.87	3.69	49.6	6,450	18.78	5.95	49.3	6,458	32.34	8.30	48.4	6,428	40.22	8.03	49.5
市区町村	256	14.93	3.07	47.2	257	18.57	5.54	49.0	259	29.82	8.17	45.5	258	37.61	7.35	46.3

小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	479,225	46.90	21.09	50.0	482,023	9.50	1.13	50.0	482,833	150.42	23.52	50.0
滋賀県	6,373	46.03	20.77	49.6	6,428	9.50	1.06	50.0	6,422	151.22	22.80	50.3
市区町村	254	47.94	21.00	50.5	255	9.59	1.14	49.2	256	151.43	22.77	50.4

小学校 5年男子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	481,927	20.75	8.25	50.0	454,905	52.53	9.64	50.0	454,905	10.3%	21.8%	32.0%	23.0%	12.9%
滋賀県	6,435	20.47	8.12	49.7	6,013	51.86	9.40	49.3	6,013	8.0%	21.7%	31.7%	25.0%	13.6%
市区町村	258	20.34	8.03	49.5	242	50.28	9.03	47.7	242	5.8%	15.7%	32.2%	29.8%	16.5%



令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3W125221021000

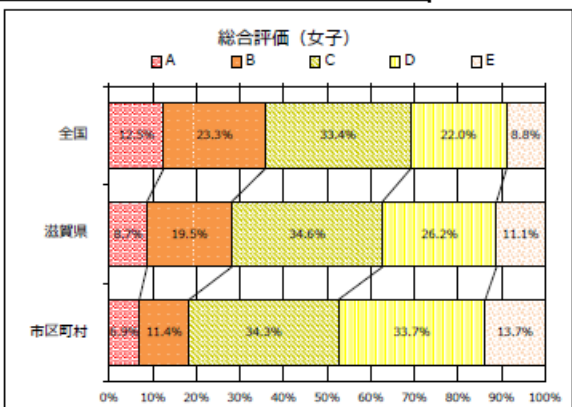
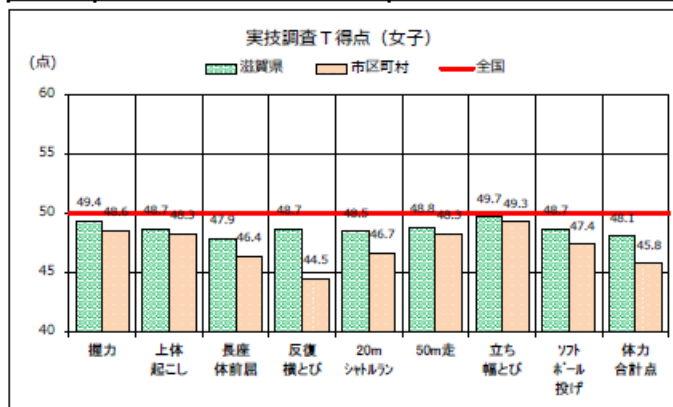
■実技集計

野洲市教育委員会

小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	468,284	15.77	3.89	50.0	466,222	18.16	5.53	50.0	466,815	38.19	9.16	50.0	464,987	38.70	7.48	50.0
滋賀県	6,089	15.55	3.78	49.4	6,071	17.46	5.31	48.7	6,080	36.31	8.39	47.9	6,054	37.76	7.18	48.7
市区町村	193	15.23	3.59	48.6	190	17.22	5.07	48.3	188	34.86	7.92	46.4	188	34.55	7.41	44.5

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	461,523	36.59	15.91	50.0	463,856	9.77	0.97	50.0	464,780	143.13	22.08	50.0
滋賀県	6,005	34.26	15.14	48.5	6,062	9.88	0.94	48.8	6,027	142.40	21.37	49.7
市区町村	190	31.35	14.37	46.7	184	9.93	0.86	48.3	188	141.66	19.67	49.3

小学校 5年女子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	463,534	13.15	4.76	50.0	439,608	53.92	9.08	50.0	439,608	12.5%	23.3%	33.4%	22.0%	8.8%
滋賀県	6,087	12.52	4.49	48.7	5,699	52.23	8.89	48.1	5,699	8.7%	19.5%	34.6%	26.2%	11.1%
市区町村	191	11.92	3.94	47.4	175	50.14	8.64	45.8	175	6.9%	11.4%	34.3%	33.7%	13.7%



◎総合型地域スポーツクラブ会員数

(単位:人)

クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
YASU ほほえみクラブ	985	1,038	1,014	983	1,011
さざなみスポーツクラブ	279	406	392	380	281
合 計	1,264	1,444	1,406	1,363	1,292

◎総合型地域スポーツクラブの活動内容(令和7年度)

さざなみスポーツクラブ					
スポーツ教室		サークル活動			
楽しくフラダンス	毎月3回	テニス	毎週1回		
健康太極拳	毎月3回	バドミントン	毎週1回		
貯筋運動	毎月3回	オカリナ	第2・第4 土曜		
フラダンス	毎月3回	ウォーキング	7回		
いきいき体操	毎月3回	フリースポーツ			
こども教室		アラカルトスポーツ	毎週1回		
ライフキッズスポーツクラブ in 野洲	2期 各8回	サタデースポーツ	第2・第4 土曜		
ホップステップジャンプ	2期 各8回	イベント			
めざせ！にんじゃ	4回	桜ツアー	年1回		
夏休みさざなみ教室	6回	ボウリング大会	年2回		
わんぱく塾	年間8回	さざなみまつり	年1回		
熱中塾	年間7回	グラウンドゴルフ月例会	毎月1回		

NPO 法人 YASU ほほえみクラブ			
スクール事業		サークル事業	
社交ダンス	毎月3回	障がい者の軽スポーツ(一般)	
楽楽体操	毎週1回	バレーボール(一般)	
エンジョイ剣道	毎月2回	ソフトバレーボール(一般)	
ソフトバレーボール	毎週1回	硬式テニス(一般)	
太極拳	毎月2回	ショートテニス(一般)	
卓球	毎週1回	卓球(小・中学生～一般)	
小学生の初心者卓球教室	毎月2回	空手(小・中学生～一般)	
硬式テニス	毎週2回	剣道(小・中学生～一般)	
ソフトテニス	毎月2回	ミニバスケットボール(小学生)	
グラウンド・ゴルフ	毎週2回	軟式野球(中学生)	
バドミントン	毎月2回	軟式野球(小学生)	
太極柔力球	毎月2回	ラグビー(小学生)	
キッズスポーツ	毎月2回	ラグビー(中学生)	
キッズサッカー	毎月2回	バレーボール(小学生)	
キッズバドミントン	毎週1回	バレーボール(中学生)	
ほほえみ健康スポーツ大学	毎月2回	バドミントン(小・中学生～一般)	
ジュニアバドミントン	毎週1回	メディカル事業	
ヤングバレーボール	毎月2・3回	はじめよう!ウォーキング&リズムエクササイズ	毎月2回
大会・イベント		簡単おやつづくり教室	年1回
ほほえみ杯中学生バレー大会	年1回	おせち料理教室	年1回
ほほえみバドミントン 交流大会	年1回	ヘルシー料理教室	年1回
スポーツ鬼ごっこ交流大会	年1回	普通救命講習会	年1回
ヤングバレー交流大会	年1回	新・体力テスト	年1回
障がい者支援事業		コミュニティ事業	
びわ湖若鮎駅伝大会	年1回	スポーツサタデー	毎月2回
		ゴルフ仲間	毎月2回
		バスケットボール	毎月1回

◎スポーツ施設利用者数

(単位:人)

施設名 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合体育館	47,616	58,851	51,083	59,128	82,197
中主B&G海洋センター 体育館	26,058	24,631	30,511	29,925	26,839
中主B&G海洋センター プール	2,497	3,551	3,872	4,559	—
中主B&G海洋センター 艇庫	1,031	1,152	1,864	1,534	1,612
市民グラウンド	25,202	20,634	30,943	29,056	26,967
野洲川河川公園	62,168	65,852	71,358	49,715	42,411
なかよし交流館	13,996	13,917	15,126	16,269	15,819
健康スポーツセンター	39,984	58,358	67,060	77,832	80,513
合 計	218,552	246,946	271,817	268,018	276,358

◎野洲市スポーツ少年団本部 団員数推移

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団員数	310	317	305	343	355

◎野洲市スポーツ少年団本部 加盟団体一覧(令和7年度)

1	野洲ラグビースポーツ少年団
2	中主サッカースポーツ少年団
3	清流館柔道少年団
4	悠紀剣良会
5	中主ミニバスケットボールスポーツ少年団
6	YBCスポーツ少年団
7	中主バレーボールスポーツ少年団
8	野洲キッズスポーツ少年団
9	近江富士ボーイズスポーツ少年団
10	少林寺拳法野洲スポーツ少年団
11	日本延真会空手道スポーツ少年団
12	SCユナイテッドスポーツ少年団

◎野洲市スポーツ協会 加盟団体一覧(令和7年度)

1	野洲市グラウンド・ゴルフ協会
2	野洲柔道協会
3	野洲市バレーボール協会
4	野洲市野球協会
5	野洲市ソフトボール協会
6	野洲市弓道協会
7	野洲市サッカー協会
8	野洲市テニス協会
9	野洲市バスケットボール協会
10	野洲市武術太極拳連盟
11	野洲市陸上競技協会
12	野洲市ゴルフ協会
13	野洲市バドミントン協会
14	野洲市剣道連盟
15	野洲市卓球協会
16	野洲市ゲートボール連盟
17	野洲市ラグビーフットボール協会
18	野洲市クレー射撃協会
19	野洲市少林寺拳法協会
20	野洲市スポーツウエルネス吹矢協会
21	野洲市近江スポーツ鬼ごっこ愛好会
22	野洲市ティーボール協会
23	野洲市ハンドボール協会



第3期スポーツ基本計画（概要）

【スポーツ庁】

【第2期計画期間中の総括】

- ① 新型コロナウイルス感染症：
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会：
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ その他社会状況の変化：
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がりが
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行



こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・ NIFの強化戦略プランの実効性を支援
 - ・ アスリート育成パスウェイを構築
 - ・ スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
 - ・ 地域の競技力向上を支える体制を構築



大規模大会の運営ノウハウの継承

- 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用



共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートと交流活動等を推進



地方創生・まちづくり

- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

- 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドローピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を備へる事象に対応するため、
 - ・ 誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・ 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・ 暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通して、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツ分野の国際協力や能力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
- ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機運の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出 地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、 体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く 世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等	② スポーツ界におけるDXの推進 先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル 技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等	③ 国際競争力の向上 中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地 域における競技力向上を支える体制の構築、国・NPO・地方公 共団体等による国民体育大会の開催 等
④ スポーツの国際交流・協力 国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の 国際展開を促進するプラットフォームの検討 等	⑤ スポーツによる健康増進 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成 果の活用促進、医療・介護や企業・保健者との連携強化 等	⑥ スポーツの成長産業化 スタジアム・アリーナ整備の進捗の推進、他産業とのオープ ンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等
⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり 武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる 推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全 国での加速化 等	⑧ スポーツを通じた共生社会の実現 障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ 団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報啓 発 等	⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化 ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、 スポーツ団体の経営的経営を行う人材の雇用創出を支援 等
⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域 スポーツコミュニティなど地域振興策の活用、全N Fでの 人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指 導に精通した指導者養成支援 等	⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保 暴力や不慮なけが等に関する相談窓口の開設指導者養成・研修の実施、 スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等	⑫ スポーツ・インテグリティの確保 スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ 仲裁・調停制度の活用等推進等の推進、教育研修や研究活動等を 通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

🗨️ 国民のスポーツ実施率を向上 ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を70% (障害者は40%) ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける (障害者は70%を目指す)	🗨️ 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加 (児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%) 🗨️ 子供の体力の向上 (新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%)	🗨️ 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現 ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の割合を40%
🗨️ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現	🗨️ スポーツを通じて活力ある社会を実現 ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成 (2025年まで) ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%	🗨️ スポーツを通じて世界とつながる ✓ <u>ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への利益を目標に事業を推進</u> ✓ <u>国際競技連盟 (IF) 等役員数37人規模の維持・拡大</u>



第3期滋賀県スポーツ推進計画 概要

第1章 計画の基本的事項

計画の位置付け

滋賀県スポーツ推進条例第8条に基づき、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。

計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

滋賀県基本構想の目指す2030年の姿

- ▶ 誰もが生涯を通じて、様々なつながりの中で自分らしくからだも心も健康な生活を送っている
- ・スポーツの習慣などによる健康的な日常生活
- ・誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツ型に親しみながら心豊かに生活
- ▶ 滋賀ならではの観光資源等の魅力が発信されていることで、滋賀を訪れる人が増加し、地域が活性化している
- ▶ 多様な人々の違いを認め合い、誰もがその人らしく活躍できる共生社会が実現している

第2章 計画策定の背景

社会情勢の変化

- 人口減少と高齢化の進展
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- 学校の運動部活動改革に向けた取組
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催
- わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ・障スポ、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催
- SDGsとスポーツ

第2期計画の取組状況と課題

基本方針Ⅰ スポーツの力で「豊かで健やかな生活」を創る！

- ◆政策1 生涯にわたるすべての県民のスポーツ活動の充実
- ◆政策2 スポーツの持つ多様な価値の共有

取組状況

- ▶ 「滋賀県民総体スポーツの祭典」やオンラインを活用した運動・スポーツ教室、健康推進アプリ「B I W A - T E K U」を活用したウォーキングイベントなどを開催し、県民のスポーツの機会を創出
- ▶ 小・中学校での体育・保健体育の質的向上に向けた授業公開・研究協議や、休日活動の地域移行に係る実践研究の実施など、子ども達の運動・スポーツ活動の充実につながる取組
- ▶ 障害者スポーツに係る教室や体験イベントの開催など、障害のある人のスポーツ活動の充実
- ▶ スポーツイベント等での活動機会の提供や研修会の実施など、スポーツボランティア活動の充実
- ▶ H P 「しがスポーツナビ」による多様な情報発信や、「しがスポーツ大使」による県民との交流の創出

基本方針Ⅱ スポーツの力で「元気な地域」を創る！

- ◆政策3 スポーツ施設・環境の充実
- ◆政策4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

取組状況

- ▶ 総合型地域スポーツクラブに対する研修会の実施など、クラブの育成
- ▶ スポーツ少年団の指導者養成等の取組に対する支援など、団の育成
- ▶ わたしSHIGA輝く国スポ・障スポの主催や障スポや障スポなど、県立スポーツ施設の整備
- ▶ 「ピワイチ」の環境整備など、豊かな自然環境を活用したスポーツ

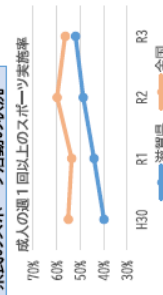
基本方針Ⅲ スポーツの力で「感動の滋賀」を創る！

- ◆政策5 国体・全国障害者スポーツ大会等に向けた競技力向上と競技者の拡大
- ◆政策6 地域の特性を生かした大会レガシーの創出

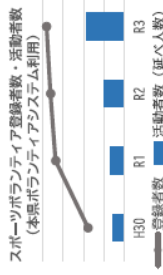
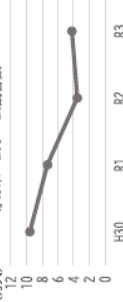
取組状況

- ▶ 次世代アスリート発掘育成事業「滋賀レイキッズ」の実施や、トップアスリートの県内就学を支援する奨励金助成「SHIGAアスリートナビ」の開設など、選手の育成・強化等を推進
- ▶ 東京オリンピックの受入れなど、ホストタウン相手国との交流を推進
- ▶ 競技会場となる市町への支援や、大会テーマソングの発表等を通じた機運醸成など、わたしSHIGA輝く国スポ・障スポの開催準備を推進

県民のスポーツ活動の状況



滋賀県を本拠地とするプロスポーツチーム等のホームゲーム観客数



※「主な課題」の凡例
・：第2期計画期間中に生じた状況
✓：次期計画に求められる取組

主な課題

- ・スポーツ実施率の伸び悩み（特に働き盛りの世代、女性）
- ・子ども達の運動・スポーツ実施時間の減少、体力の低下
- ・少子化等の影響による一部の運動部活動の維持困難
- ・働き盛りの世代や女性などが気軽に参加できる取組や行動変容を促す取組の推進
- ・子ども達のスポーツに対する興味・関心を高める取組の強化や、新種の団体や育成研究の充実、スポーツに継続して親しむことができる機会の確保
- ・障害のある人がスポーツを身近な地域で取り組む機会づくり

主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標 (R4)
成人（男・女）の週1回以上のスポーツ実施率	男 35.6% 女 36.8% (H28)	39.7% 40.1%	45.6% 47.4%	50.1% 47.4%	55.2% 48.6%	65%以上
子ども（男・女）の週1回の運動・スポーツ実施時間（1時間未満）	男 59.7分 女 53.7分 (H28)	58.6分 54.7分	58.8分 54.1分	57.7分 53.3分	57.7分 53.3分	62分以上
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	38.1% (H28)	—	—	28.9%	—	65%以上
スポーツボランティア登録者数（本県ボランティア登録システム利用）	334人 (H28)	1,780人	3,370人	3,670人	3,823人	2,000人以上

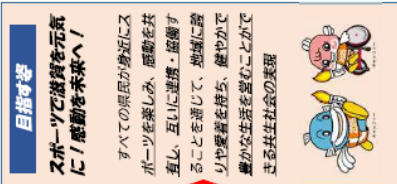
主な課題

- ✓ 総合型クラブやスポーツ少年団など身近なスポーツをする場の充実
- ✓ わたしSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた施設整備の増進
- ✓ ピワイチや湖上スポーツ等、アウトドアスポーツの情報発信
- ✓ 県内プロスポーツチームによる発信やスポーツイベント時の観光プランの提供など、スポーツを通じた本県の魅力発信

主な課題

- ✓ わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ等の着実な推進
- ✓ わたしSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた県民の競技力の底上げ
- ✓ 本県大会の開催を契機とした関係競技の地域への定着や大会運営等のノウハウの継承

主な指標	策定時	H30	R1	R2	R3	目標 (R4)
国体総合順位	30位 (H28)	31位	30位	—	—	8位以内
国体障害者スポーツ大会の参加順位	70人 (H28)	75人	70人	150人	562人	1,000人以上
アスリートナビの登録者数	3件 (H28)	5件	5件	5件	5件	6件以上



第5章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

国民自らの参加の促進 ・ 多様な主体の連携・協働による推進 ・ わたしICG賢く国スポ・勝スポ等の推進に向けたさまざまな準備

市民自らの参加の促進 ・ テーマ分析に基づく計画の進捗状況の検証および反映

◎時点修正の答申に至るまでのスポーツ推進審議会の開催経過

審議会等	開催日	審議内容等
第1回	令和7年5月26日(月)	・委員の委嘱 ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・時点修正の考え方について ・計画の時点修正に係るスケジュール(案)について ・現在の計画の検証について
第2回	令和7年9月26日(金)	・野洲市スポーツ推進計画の時点修正(案)について
第3回	令和7年10月29日(水)	・野洲市スポーツ推進計画の時点修正(案)について ・野洲市スポーツ推進計画の時点修正に係るパブリックコメントについて
パブリックコメント	令和7年11月26日～ 令和7年12月16日	
第4回	令和8年2月18日(水)	・パブリックコメントの結果について ・答申(案)について
答申	令和8年2月18日(水)	野洲市長に答申

◎野洲市スポーツ推進審議会委員名簿

(任期:令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 まで)

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備 考
1号委員 学識経験を有する者	山 本 博 一	滋賀県スポーツ推進委員協議会	会長
2号委員 スポーツ団体の代表者	駒 井 朔 男	野洲市スポーツ協会	
	松 並 典 子	野洲市スポーツ推進委員協議会	副会長
	松 崎 剛 和	野洲市スポーツ少年団	
	間 岩太郎	野洲市体育振興会連絡協議会	
	森 地 信 晴	さざなみスポーツクラブ	
	外 田 順 一	NPO 法人 YASUほほえみクラブ	
3号委員 公募による市民	—	公 募	応募なし

◎野洲市スポーツ推進審議会条例

平成19年 9 月26日

条例第27号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、野洲市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平23条例19・全改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進施策について調査審議し、これらの事項に関して市長に建議する。

(平23条例19・令4条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(令4条例33・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成23年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年条例第33号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

◎野洲市スポーツ推進審議会条例施行規則

令和5年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市スポーツ推進審議会条例（平成19年野洲市条例第27号。次条において「条例」という。）第5条の規定に基づき、野洲市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民部文化スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年規則第58号)

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

野洲市スポーツ推進計画

野洲市市民部 文化スポーツ振興課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL 077-516-4568 FAX 077-587-6961

E-mail bunsupo@city.yasu.lg.jp